

公益財団法人 平山郁夫シルクロード美術館 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人平山郁夫シルクロード美術館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を山梨県北杜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、シルクロードの文化と歴史の顕彰に努めた平山郁夫の絵画とシルクロードの文化と歴史に関する美術品等の収集、展示、研究、講演会等の事業を行うことにより、シルクロードの美術及び日本画の理解の普及を図り、我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1)平山郁夫とシルクロードに関する美術品等の収集と公開、海外展協力をを行い、シルクロード文化並びに日本画の理解を内外に普及させる。
 - (2)平山郁夫とシルクロードに関する研究並びに海外調査研究に対する助成を行い、わが国の学術研究の向上に資する。
 - (3)平山郁夫とシルクロードに関する講演会、講習会等を開催し、シルクロードの文化の理解を普及させる。
 - (4)美術館施設の開放、平山郁夫とシルクロードに関する小中学校生向けの刊行物の制作頒布を通じ、小中学校における美術教育の向上を図るとともに、シルクロードの文化の理解を普及させる。
 - (5)地域文化活動に参加協力することにより地域の文化的資質を向上させる。
 - (6)ミュージアムグッズの開発、及びミュージアムショップの運営によりシルクロード文化の理解を普及させるとともに、法人財政の強化に資する。
- 2 前項第1号、第2号及び第6号の事業は神奈川県鎌倉市と山梨県北杜市で、第3号、第4号、第5号の事業は山梨県北杜市で行う。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定財産とする。

3 公益法人へ移行日以後に寄付、購入等の行為により取得した財産は理事会、評議員会の承認を得て、基本財産、不可欠特定財産に繰り入れることができる。

4 基本財産は、不可欠特定財産は評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事、評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

5 基本財産、不可欠特定財産以外の財産は一般財産とする。

6 一般財産は処分可能な財産とする。

(財産の管理、運用)

第6条 この法人の財産の管理と運用は理事長及び副理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。但し、重要な財産の処分、譲り受けは含まないものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所及び従たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員6人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げるもの以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人通則法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設置に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員に異動があったときは遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。但し、その職務を遂行するために要する費用については、評議員会において別に定める基準に従い支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保及び除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、必要があるときには臨時の評議員会をいつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長もしくは副理事長が招集する。

2 評議員は理事長もしくは副理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この場合、理事長もしくは副理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(通知)

第20条 理事長もしくは副理事長は理事会において、開催日時、場所、審議事項等を決定し、評議員会の開催される7日前までに評議員に対して、文書又は電磁的方法により通知しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に関する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産、不可欠特定財産の繰り入れ、処分、担保提供及び除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議長)

第22条 評議員会の議長はその評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上10名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち理事長を1名、副理事長及び常務理事をそれぞれ2名以内とする。

3 前項の理事長、副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第9条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 理事または監事に異動があったときは遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長並びに副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は評議員会、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べることができる。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及財産の状況の調査をすることができる。

4 前項につき、法令もしくは定款に違反する不当な事実があり、この法人に損害が生じる恐れがあると認めるときは、その理事、使用人に対して、その行為を止めることを請求すること、また、理事会に報告することが必要と認めるときは、理事長、副理事長に対し理事会に開催を請求することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び名誉職)

第31条 この法人に顧問及び名誉職の制度を設ける。

2 顧問の定員は6名以内、名誉職の定員は2名以内とし、理事会で選任する。

3 顧問は、この法人の運営又は専門的事項について理事長の諮問に応じ、理事長、副理事長に助言する。

4 名誉職は名誉理事長及び名誉館長の2種とする。

5 名誉職は理事長の諮問に応じこの法人の運営について意見を述べるすることができる。

6 名誉職及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を遂行するために要する費用については評議員会の定める報酬等の支給基準により支給することができる。

7 この制度の必要な事項は理事会、評議員会の承認を経て理事長が定める。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解任

(4) この法人の業務管理体制の改廃

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 第27条4項の規定により監事から請求があったときは、理事長は速やかに臨時の理事会を開催するものとする。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律197条において準用する同法第96条の要件をみたしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関する事項は理事会において別に定める理事会規則による。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び副理事長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員

(賛助会)

第38条 この法人に賛助会を設置する。

- 2 この法人の趣旨に賛同する法人または個人は賛助会の会員となることができる。
- 3 賛助会の会員制度に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は公正で開かれた活動を維持するため、その活動状況、運営状況、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、別に規則として定める。

第11章 公告の方法

(公告方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

2 この定款に定めるもののほか、必要な事項は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず次に掲げるものとする。

評議員	加藤 晃義
評議員	浅木 正勝
評議員	佐藤 美智子
評議員	白倉 政司
評議員	田辺 勝美
評議員	月本 昭男
評議員	平山 廉
評議員	前田 耕作
評議員	町田 智子

- 4 この法人の最初の理事長、副理事長、常務理事、理事並びに監事は、第25条の規定にかかわらず、次の通りとする。

理事	平山 美知子	(理事長)
	玉井 賢二	(副理事長)
	渡邊 明義	(副理事長)
	道明 三保子	
	後藤 多聞	(常務理事)
	後藤 太	(常務理事)
	小川 貞夫	
	福島 徳佑	
監事	俵谷 利幸	
	小宮 浩	
	西巻 茂	

別表第1 基本財産(公益目的を行うために不可欠な特定の財産以外のもの) (第5条関係)

財産種別		場所・物量
土地		
1 収蔵庫・倉庫用地	610.91m ²	鎌倉市二階堂四ツ石120-15
2 通路	94.22m ²	鎌倉市二階堂四ツ石120-23
3 利用者駐車場	3039.00m ²	北杜市大泉町谷戸字並木上8664-9・8679-1
4 美術館用地	3547.15m ²	北杜市長坂町小荒間字信玄原2000-6
5 美術館用地	370.51m ²	北杜市長坂町小荒間字信玄原1958-2・1964-2
建物		
1 収蔵庫	327.96m ²	鎌倉市二階堂四ツ石120-15
2 倉庫	168.00m ²	鎌倉市二階堂四ツ石120-15
3 美術館	1977.97m ²	北杜市長坂町小荒間字信玄原2000-6
預貯金	定期預金1億円	三菱東京UFJ銀行・鎌倉支店

別表第2 公益目的を行うために不可欠な特定の財産 (第5条関係)

財産種別	場所・物量等
美術品	<p>我が国の古代の文化と美術は、古代中国のみならず、シルクロードを通して得られた西域の文化、美術と密接に関連し東西南北世界を結ぶ交易路にシルクロードの名称を与えることになった。交易品の象徴とも言うべき絹織物は、生産国・中国とこれを欲した西方の国々と人びとを結ぶシルクロードを通じて西端のローマに至り、反対に、ギリシアのアレクサンドロス大王が発信したギリシア文化(ヘレニズム)は東方の仏教文化や人びとに大きな影響を及ぼし、その波はシルクロードを通じて我が国にまで及んでいます。シルクロードにはユーラシア大陸の都市とオアシスを結んで張り巡らされた陸上ルートと、南アジアの海洋を繋ぐ海上ルートがあり、双方の東の終着地が「文化の吹きだまり」日本です。</p> <p>日本文化理解のためにも、シルクロードの文化・歴史・人びとを理解、あるいは相互理解する必要があります。</p> <p>シルクロード沿道諸国の古代から現代に至る収蔵品中もっともまとまっているのが、ガンダーラの仏像と染織品であり、その質と量は外国を含む他の美術館の収蔵品にも勝り、世界的評価を得ている。</p> <p>シルクロードの美術品を日常的に鑑賞できる機会を多くの人々や専門家に提供することは大きな文化的貢献である。</p> <p>平山郁夫はシルクロードを隈なく踏査し、その文化的遺産である遺跡の風景や・仏教に由来する主題を描いた下記の絵画・素描・収蔵品はシルクロードに関する民族・文化の研究や公開展示するうえできわめて重要な財産であります。</p>

日本関係資料 53 点

陸路及び海路のシルクロードの東の終着点である我が国に伝わった
仏像6点・染織19点・陶器・ガラス 20点・埴輪5点・書画3点
などの美術品

東アジア関係資料 734 点

ユーラシア大陸の東端に位置する中国の絵画3点、中国・チベットのガラス品87点、
中国・チベット・韓国・インド・朝鮮半島の青銅金属品105点、中国・モンゴル・
チベット・韓国・台湾の染織品32点、中国の染色品146点、中国の装飾品2点、
中国・チベット・朝鮮半島の陶器・土器・土製品340点、中国の木製仏像・箱19点
など絹を生んだ国として新石器時代から現代に至るまでの美術品

東南アジア関係資料 1178 点

「海のシルクロード」と呼ばれタイ、中国や日本と西方諸国を結ぶ
海上ルートの重要な文化が流入したインドネシア・ヴェトナム・タイ・ミャンマーの
陶器・土器・土製品61点、インドネシア・カンボジアの石製品7点、インドネシア
のガラス品8点、インドネシア・カンボジア・タイ・ビルマの青銅金属品7点、
インドネシアのビーズ4点、木製機織2点、インドネシア・カンボジア・タイ・
ビルマ・フィリピン・マレーシア・ミャンマー・ラオスの染織品1,085点、
インドネシアの毛掛布2点、カンボジアの緋2点の美術品

中央アジア関係資料 1248 点

中国の新疆ウイグル自治区・ウズベキスタン・アフガニスタン・
パキスタン一帯に至る中央アジアは東西アジアの中間地点に位置する
シルクロードの要衝で、古代オリエント世界との交流を示すアフガニスタン・中国・
パキスタン・シリアの陶器・土器・土製品730点、アフガニスタン・パキスタン
のガラス品10点、アフガニスタン・ウズベキスタン・パキスタンの青銅金属品
仏教美術発祥の地であるインドは、仏教の故郷であり、古代アリア文化、
仏教後のヒンドゥ文化、北部を彩ったイスラーム文化と折り重なった多様
多相な文化・美術は、とりわけ仏教美術を通じて東方世界に大きな影響を
及ぼしたインド・チベット・ブータン・ネパール・トルコ・エジプトの染織品
574点、インド・パキスタンの装飾品30点、インドの細密画2点、インド・
パキスタンの青銅金属品19点、陶器・土器・土製品319点、インドの紙製品
10点、インド・パキスタンのテラコッタ23点、インドのガラス品2点、木製品
2点の美術品

西アジア関係資料 2715 点

西アジアと称する現在のイラン・イラク・トルコは、ペルシアとパルテ
ィアという大帝国を築き、古代世界の中心であり西アジアに発する意匠
の数々は、時代を超え、シルクロード全域に大きな影響を及ぼした
イラク・イラン・イスラエル・エジプト・シリア・トルコ・パキスタン。レバノン
の陶器・土器194点、アフガニスタン・イラク・イラン・エジプト・シリア・
トルコ・レバノンの土製品630点、アフガニスタン・イラク・イラン・エジプト・
シリア・トルコ・ヨルダン・レバノンの石製品1,050点、イラク・イラン・
エジプト・シリア・トルコ・レバノンのガラス品445点、イラク・イラン・
エジプト・シリア・トルコの青銅金属品316点、エジプトの木製品1点、イラク・
エジプト・トルコの染織品45点、イラク・イラン・シリア・レバノンの骨角器
12点、イラン・シリアの貝製品18点、イランの絵画4点の美術品

欧州関係資料

143 点

ギリシアとそれを取りまく古代地中海の世界での古代ギリシア美術は、オリエントやエジプトの先進文明を受容しクラシック美術を完成させ、その後のローマ帝国へと受継がれ西洋美術の源流となった。

イタリア・キプロス・ギリシア・シリアの陶器・土器 54 点、土製品 28 点、キプロス・ギリシア・シリアの石製品 11 点、イタリア・キプロス・シリアのガラス品 20 点、イタリア・ギリシア・シリアの青銅金属品 24 点、イギリス・イタリアの染織品 4 点、シリアの骨角器 2 点の美術品

その他地域関係資料

7 点

直接シルクロードと関連しないアメリカ大陸などの資料は、シルクロードの比較資料として重要な役割を果たし、ペルー・メキシコの染織品 6 点、ペルーの金属品 1 点の美術品

コイン資料

1945 点

コイン資料については、シルクロード各地で発行されたコインは王朝名、王名、信仰(神々名)、度量衡等を知る重要な資料で、アフガニスタンのコイン 524 点、パキスタンのコイン 889 点、インドのコイン 56 点、ウズベキスタンのコイン 21 点、トルクメニスタンのコイン 5 点、中国のコイン 54 点、モンゴルのコイン 3 点、イランのコイン 126 点、イラクのコイン 16 点、シリアのコイン 44 点、レバノンのコイン 7 点、イスラエルのコイン 10 点、エジプトのコイン 10 点、トルコのコイン 54 点、ギリシャのコイン 43 点、ブルガリアのコイン 1 点、イタリアのコイン 64 点、オーストリアのコイン 1 点、オランダのコイン 7 点、アラブ首長国のコイン 5 点、アルメニアのコイン 1 点、インドネシアのコイン 1 点、チュニジアのコイン 3 点の美術品

平山郁夫絵画資料(本画)

27 点

平山郁夫がシルクロードに足を踏み入れた昭和 43 年から平成 21 年まで仏教伝来の源流を訪ね、東西の交易の路であるシルクロードの旅を重ね文化の繁栄を支えた人びとの想いや、荒れ果てた砂漠や遺跡に人間の痕跡を探し求めて取材して制作した作品であり、日本画の技法、顔料などはシルクロード各地に残された壁画に通じるものがあり、日本画の知識の理解や修復等に重要な役割を果たしている

4 曲のシルクロード行くキャラバン(らくだ隊)-東・太陽-、シルクロード行くキャラバン(らくだ隊)-西・月-・平成の洛中洛外(左隻・右隻)などの本画

平山郁夫絵画資料(素描)

55 点

上記平山郁夫絵画資料の説明内容と同じで、水彩絵具、鉛筆等で制作した作品で、本画制作に入る前の予備的な作品もある

欧州写生絵巻第1巻イタリローマ・高句麗古墳江西三墓遠望・冬の大同江などの素描